

輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表

（第8欄）処分作業のコード番号

処分作業（回収につながらない作業）

- D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送可能な廃棄物の注入）
- D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）
- D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）
- D 6 海洋を除く水域への放出
- D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）
- D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1 からD 1 2までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの。
- D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1 からD 1 2までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿）
- D 1 0 陸上における焼却
- D 1 1 海洋における焼却
- D 1 2 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。）
- D 1 3 D 1 からD 1 2までのいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D 1 4 D 1 からD 1 2までのいずれかの作業に先立つこん包
- D 1 5 D 1 からD 1 2までのいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業

- R 1 燃料としての利用（直背鬱焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R 2 溶剤の回収利用又は再生
- R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R 6 酸又は塩基の再生
- R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R 8 触媒からの成分の回収
- R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用

- R 1 0 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R 1 1 R 1 から R 1 0 までに掲げる作業から得られた残しの利用
- R 1 2 R 1 から R 1 0 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R 1 3 R 1 から R 1 0 までに掲げるいずれかの作業のための物の集積

(第 1 2 欄) こん包の形態

- 1 . ドラム缶
- 2 . 木樽
- 3 . ジェリカン
- 4 . 箱
- 5 . 袋
- 6 . 二重構造容器
- 7 . 圧力容器
- 8 . ばら積み
- 9 . その他 ( 明記すること。 )

(第 1 4 欄) 運搬の手段

- R = 道路
- T = 鉄道
- S = 海路
- A = 空路
- W = 内水航路

(第 1 8 欄) Y 番号

附属書 規制する廃棄物の分類

廃棄物の経路

- Y 1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
- Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
- Y 3 廃医薬品
- Y 4 駆除剤及び植物薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 7 熱処理及び焼炭作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y 8 当初に意図した使用に適しない廃鉱油
- Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
- Y 1 0 ポリ塩化ビフェニル ( P C B ) 、 ポリ塩化テフェニル ( P C T ) 若しくはポリ臭化ビフェニル ( P B B ) を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品
- Y 1 1 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓
- Y 1 2 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 1 3 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 1 4 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
- Y 1 5 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物

- Y 1 6 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 1 7 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y 1 8 産業廃棄物の処理作業から生ずる残滓

次に掲げる成分を含有する廃棄物

- Y 1 9 金属カルボニル
- Y 2 0 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y 2 1 六価クロム化合物
- Y 2 2 銅化合物
- Y 2 3 亜鉛化合物
- Y 2 4 砒素、砒素化合物
- Y 2 5 セレン、セレン化合物
- Y 2 6 カドミウム、カドミウム化合物
- Y 2 7 アンチモン、テルル化合物
- Y 2 8 テルル、テルル化合物
- Y 2 9 水銀、水銀化合物
- Y 3 0 タリウム、タリウム化合物
- Y 3 1 鉛、鉛化合物
- Y 3 2 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物
- Y 3 3 無機シアン化合物
- Y 3 4 酸性溶液又は固体状の酸
- Y 3 5 塩基性溶液又は固体状の塩基
- Y 3 6 石綿（粉じん及び繊維状のもの）
- Y 3 7 有機りん化合物
- Y 3 8 有機シアン化合物
- Y 3 9 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
- Y 4 0 エーテル
- Y 4 1 ハロゲン化された有機溶剤
- Y 4 2 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
- Y 4 3 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y 4 4 ポリ塩化ジベンゾパーオキシシン類
- Y 4 5 この附属書（例えば、Y 3 9 及び Y 4 1 から Y 4 4 まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物
  - ( a ) この条約の適用を容易にするため、並びに ( b ) ( c ) 及び ( d ) の規定に従うことを条件として、附属書 に掲げる廃棄物は、この条約第一条 1 ( a ) の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書 に掲げる廃棄物は、この条約第一条 1 ( a ) の規定の適用を受けない。

- (b) 附属書 に掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条 1 ( a ) の規定に従い有害でないことを証明するために附属書 を利用することを排除しない。
- (c) 附属書 に掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書 の特性を示す程度に附属書 の物を含むときは、この条約第一条 1 ( a ) の規定に従い、当該廃棄物が有害ない特性を有するものであるとすることを排除しない。
- (d) 附属書 及び附属書 は、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条 1 ( a ) の規定の影響を及ぼすものではない。

附属書 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類

Y 4 6 家庭から収集される廃棄物

Y 4 7 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓

(第 19、20 欄) 国際連合分類区分及び H 番号

国際連合 分類区分	H 番号	有害特性
1	H 1	爆発性
3	H 3	引火性の液体
4・1	H 4・1	可燃性の固体
4・2	H 4・2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4・3	H 4・3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5・1	H 5・1	酸化性
5・2	H 5・2	有機過酸化物
6・1	H 6・1	毒性(急性)
6・2	H 6・2	病毒をうつしやすい物質
8	H 8	腐食性
9	H 1 0	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H 1 1	毒性(遅発性又は慢性)
9	H 1 2	生態毒性
9	H 1 3	処分の後、何らかの方法により、H 1 から H 1 2 までの特性を有する他の物(例えば、浸出液)を生成することが可能な物